



吉田 正人

筑波大学 / 「野生生物と社会」学会 副会長

再生可能エネルギーと 生物多様性保全

昨年10月、菅首相が2050年までに脱炭素社会を実現することを国会で宣言した。地球の平均気温の上昇を 2°C 以内に抑えるというパリ協定の目標を達成するには、日本も意欲的な目標を掲げる必要がある。しかし、懸念されるのは、再生可能エネルギー発電の推進と生物多様性保全の矛盾である。大規模な風力発電施設は、猛禽類や渡り鳥などの衝突を招き、太陽光発電施設の乱立は、里山の生物の生息地の喪失につながる恐れがある。それを回避するのが環境影響評価の役割だが、国は環境影響評価の対象となる再生可能エネルギー施設の規模の引き上げを検討している。簡単に言えば、風力発電では5万kW（100m幅の風力発電施設が5kmにわたって建設される規模）以上が国の環境影響評価の対象となり、それ以下は都道府県の条例の対象となる。しかし、都道府県によっては風力発電が環境影響評価の対象となっていない県もあり、海岸や沿岸に多くの風力発電施設が計画されている東北地方でこれが顕著である。太陽光発電は、全国に数多くの発電所が作られているが、国の環境影響評価の対象となるのは4万kW（1km四方に太陽光パネルが敷き詰められる面積）以上なので、ほぼ全てが地方自治体に委ねられている。国は、地球温暖化対策法を改正し、地方自治体が発行計画を策定して、再生可能エネルギーを積極的に導入する地域のゾーニングを推進する計画だが、ここは生物多様性保全上重要なので回避すべきという保全地域のゾーニングが同時に必要である。計画策定にあたっては、地域の自然に詳しい専門家の参加が必要だが、それを義務付ける制度はない。

将来の地球温暖化防止のためには、地域の自然の犠牲はやむを得ないという乱暴な議論を聞くことがある。しかし、生物多様性の保全も気候変動と同様に、将来世代の豊かさの源泉であることを忘れてはならない。今こそ、当学会の会員など、地域の自然環境や野生動物の代弁ができる人の意見を、自治体の実行計画に盛り込むことが求められている。